

新旧対比表 カードローン（無担保）規定〔10日返済・保証会社保証用（非提携用）〕

条番号	現行	変更後
ー	株式会社オリエントコーポレーションの保証にもとづき、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）とカードローン契約（以下「本契約」といいます）を締結した者（以下「借主」といいます）が、銀行と行うカードローン取引（以下「この取引」といいます）は、この規定の定めるところによります。	株式会社オリエントコーポレーションまたはアイフル株式会社の保証にもとづき、株式会社みずほ銀行（以下「銀行」といいます）とカードローン契約（以下「本契約」といいます）を締結した者（以下「借主」といいます）が、銀行と行うカードローン取引（以下「この取引」といいます）は、この規定の定めるところによります。
第1条（契約の成立、取引方法）	（省略） 6. 借主は、この取引の継続中は、重ねて株式会社オリエントコーポレーションの保証にもとづくカードローン取引を行うことはできないものとします。 <新設・挿入>	（省略） 6. 借主は、この取引の継続中は、重ねて株式会社オリエントコーポレーションまたはアイフル株式会社の保証にもとづく銀行とのカードローン取引を行うことはできないものとします。 7. 借主は、みずほ銀行カードローン申込書の提出によりみずほ銀行カードローンの申込を行う場合は株式会社オリエントコーポレーションを相手方とする保証委託契約の申込を行うものとし、銀行所定のウェブサイトにてみずほ銀行カードローンの申込を行う場合、株式会社オリエントコーポレーションまたはアイフル株式会社のいずれかを相手方とする保証委託契約の申込を行うものとします。また、銀行は、借主が銀行所定のウェブサイトにてみずほ銀行カードローンの申込を行う場合、銀行の裁量で株式会社オリエントコーポレーションまたはアイフル株式会社のいずれから保証審査を行うかを決定することができるものとし、借主は、その結果について一切の異議を述べることはできないものとします。なお、借主とこの取引に係る保証委託契約を締結した相手方を以下「保証会社」といいます。
第3条（貸越極度額）	1.本契約による貸越極度額は、申込貸越極度額、審査結果等を勘案して銀行および株式会社オリエントコーポレーションが行う審査により決定されるものとします。ただし、当該貸越極度額が申込貸越極度額と異なる場合は、銀行は借主に通知するものとします。 2.本契約成立後は、銀行は銀行および株式会社オリエントコーポレーションが行う審査により、貸越極度額を増額もしくは減額することができるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。 （省略）	1. 本契約による貸越極度額は、申込貸越極度額、審査結果等を勘案して銀行および保証会社が行う審査により決定されるものとします。ただし、当該貸越極度額が申込貸越極度額と異なる場合は、銀行は借主に通知するものとします。 2. 本契約成立後は、銀行は銀行および保証会社が行う審査により、貸越極度額を増額もしくは減額することができるものとします。この場合、銀行は変更後の貸越極度額および変更日を借主に通知するものとします。 （省略）

新旧対比表 カードローン（無担保）規定〔10日返済・保証会社保証用（非提携用）〕

条番号	現行	変更後
第9条（期限前の全額返済義務）	1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくてもこの取引にもとづく貸越元利金について当然に期限の利益を失い、ただちに債務全額を返済するものとします。 （1）借主が第5条の定めにしたがい、約定返済金額（損害金を含みます）の全額を返済しなかったとき。 （2）借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所存が不明となったとき。 （3）支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。 （4）借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 （5）借主の銀行に対する預金その他銀行または株式会社オリエントコーポレーションに対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。 （6）株式会社オリエントコーポレーションから保証の中止または解約の申立があったとき。 2.次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この取引にもとづく貸越元利金について期限の利益を失い、ただちに債務全額を返済するものとします。 （省略） （2）借主が銀行または株式会社オリエントコーポレーションとの取引約定ならびに規約の一つにでも違反したとき。 （3）借主が本契約以外の銀行または株式会社オリエントコーポレーションに対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。 （4）この取引に関し借主が銀行または株式会社オリエントコーポレーションに虚偽の資料提供または報告をしたとき。 （省略）	1.借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は銀行から通知催告等がなくてもこの取引にもとづく貸越元利金について当然に期限の利益を失い、ただちに債務全額を返済するものとします。 （1）借主が第5条の定めにしたがい、約定返済金額（損害金を含みます）の全額を返済しなかったとき。 （2）借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。 （3）支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。 （4）借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 （5）借主の銀行に対する預金その他銀行または保証会社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。 （6）保証会社から保証の中止または解約の申立があったとき。 2.次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この取引にもとづく貸越元利金について期限の利益を失い、ただちに債務全額を返済するものとします。 （省略） （2）借主が銀行または保証会社との取引約定ならびに規約の一つにでも違反したとき。 （3）借主が本契約以外の銀行または保証会社に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。 （4）この取引に関し借主が銀行または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
—	(2020年3月31日現在)	(2023年10月23日現在)